

1. 日時 平成20年12月8日（月）10時00分～12時00分

2. 場所 総務省1階総務省第一会議室

3. 出席者

(1) 委員（専門委員を含む）

村井主査、大山主査代理、竹中委員、浅野専門委員、有馬専門委員、石橋専門委員、稲葉専門委員、岩浪専門委員、大内専門委員、加藤専門委員、河村専門委員、久保田専門委員、坂本専門委員、関専門委員、高橋専門委員、田胡専門委員、土屋専門委員、中村専門員、長田専門委員、羽田専門委員、花田専門委員、前川専門委員、松岡専門委員、三浦専門委員、安田専門委員

(2) 総務省

山川情報流通行政局長、久保田官房審議官、今林総務課長、吉田放送政策課長、奥放送技術課長、武田衛星放送課長、平口地域放送課長、坂本デジタル放送受信推進室長、玉田デジタル放送受信者支援室長、吉田地上放送課長、三田地上放送課企画官、武居放送政策課企画官

4. 議事要旨

(1) 大山主査代理から資料1-1「受信機器購入等支援の実施方法に係る検討結果の中間報告（概要版）」、資料1-2「受信機器購入等支援の実施方法に係る検討結果の中間報告」、資料1-3「中間報告に対するWGメンバーからの御意見」、資料1-4「申請書（一般用）イメージ」及び資料1-5「申請書（共聴改修用）イメージ」について説明があった。やり取りは以下のとおり。

【大山主査代理】

○ 中間報告について説明をさせていただく。

まず、検討経緯について。「施策の実施方法に関する検討ワーキンググループ」は、アナログ放送終了、デジタル放送への完全移行に向けた各種施策の具体的な実施方向について専門的な見地から検討を行うために、本委員会の委嘱を受けて本年9月25日に設置され

た。以後計3回にわたり会合を開き、検討を重ねてきたところ。当ワーキンググループでは、当面経済的に困窮度の高い世帯である生活保護受給世帯がアナログ放送終了後も地上テレビ放送を視聴できるようにするために、国が支援を行う際の具体的な実施方法について検討を行うこととされている。先月28日の第3回会合において検討結果を取りまとめ、本日の委員会に報告を行う予定だったが、内容が多岐にわたっていること、さらなる検討が必要な課題が多くあったこと等から、十分な議論を尽くすためにはもう少し時間が必要であるとの構成員からの意見を受けて引き続き検討を必要があると判断した。その結果として、当委員会では、中間報告として、検討状況の紹介をするので御了解いただきたい。

なお、今回の中間報告は第3回会合での検討案により説明をさせていただくが、この検討案は構成員全員の同意を得たものではない。構成員からは資料1-3のとおり意見が出されており、合わせて報告したい。

資料としては、資料1-1から資料1-6までを用意した。中間報告を要約したものが、資料1-1「受信機器構入等支援の実施方法に係る検討結果の中間報告(概要版)」である。またこれに対する構成員からの意見は資料1-3として、「中間報告に対するWGメンバーからの主なご意見」として取りまとめているので、この2つの資料を中心に説明を行いたい。

○ 資料1-1 概要版の2ページは、このワーキンググループの位置づけと検討課題なので、説明は省略する。

次の3ページでは、検討に当たっての基本的な考え方として、情報通信審議会の第5次中間答申で示された提言等を前提としたこと、及びその内容を記述している。

具体的な支援対象としては、生活保護受給世帯のうちNHKとの放送受信契約が締結されている世帯であること、生活保護受給世帯ではあっても、自ら地上デジタル放送対応のテレビを購入する等により既に地上デジタル放送が視聴できる環境にある世帯は、支援の対象外であることを明記している。支援内容としては現物給付を原則とした上で、各世帯のアナログテレビ1台で地上デジタル放送を視聴するために新たに必要な最低限度の機器として、簡易なチューナーを1台ずつ無償給付すること。また戸建住宅でアンテナ等の改修が必要不可欠な世帯については、室内アンテナの無償給付又はアンテナ等の無償改修を行うこと、共同受信施設を利用している場合は、当該共同受信施設の改修経費のうち、支援を受ける各世帯が負担する金額に相当する額を給付することを確認している。支援方法は、申請に応じて支援を行う、いわゆる申請主義をとること、実施時期は平成21年、平

成22年の2年度で行うものとしている。

これらを議論の前提とした上で、ワーキングではより具体的な支援の実施方法について議論を行った。なお支援実施時期については、構成員から資料1-3の4のとおり、支援自体は平成21年、22年度に行うとしてもそれ以降の対応も必要ではないかとの意見が出されている。

次の概要版の4ページ、5ページでは総論として今回の支援の全体に係る課題の検討結果を記述している。

4ページでは、より具体的な支援対象世帯の範囲として、支援の申請時点で生活保護受給世帯である世帯を対象とすること、支援対象期間以外に生活保護受給世帯であっても支援を行わないこと、また生活保護受給世帯としての期間が一定以上の期間であること等は求めず、支援対象期間内に1度でも生活保護受給世帯であれば支援の対象とすることを明示している。

続いて5ページでは、今回の支援対象が生活保護受給世帯であるため特にプライバシーに配慮する必要があるとの指摘を受けて、支援の実施に当たっては個人情報保護のために必要な措置を求めることを提言している。具体的には、実際の支援業務を行う支援実施法人には、その管理体制や内部規定の整備をはじめとする個人情報保護に係る適切な対応を義務付けること、支援に際して委託等により工事事業者等に必要な情報を提供する場合であっても、提供について申請者本人から承諾を事前に得る必要があることを提言している。なお個人情報保護に関しては、構成員から資料1-3の3のとおり、設置工事等の業務委託時には特段の配慮が必要であるという意見が出されている。

6ページ以降は、各論として今回の支援の各段階における課題の検討結果等を記述している。

6ページでは支援対象世帯に対する情報提供の方法、申請者からの申請書の提出方法について提言している。情報提供に関しては、本支援が申請者からの申請に基づく申請主義を採ることから、対象となる生活保護受給世帯に対して確実に行うことが重要となる。そのため本支援の対象者が生活保護受給世帯という一定の範囲に限られることを踏まえて、各地の福祉事務所に申請書を含めパンフレット等の説明資料を置いていただき、求めに応じて来訪者に手交していただくこと、福祉事務所のケースワーカーが世帯を訪問するときに持参してもらい情報提供を行っていただくことに加え、さらに福祉事務所以外の入手先として、各地のNHKや総合通信局にパンフレット等を設置し、求めに応じて手交を行う

こと等が望ましいと提言している。

また、申請書の提出に当たっては、対象世帯には高齢者が多いことなどから、申請者の記入しやすい書式を関係機関と調整の上で調達すること、申請者の経済的負担が可能な限り生じないように、送付用の料金受取人払の封筒を申請書に添付する等の配慮を行うことを提言している。

なお、資料1-4、1-5としてワーキンググループの検討で使用了した申請書のイメージ案を添付しているが、分かりにくいという指摘が多数あり、さらに推こうが求められているところである。

また、申請に当たっては、構成員から資料1-3の1のとおり、申請の意思の確認だけを行い、申請メニューは事後的に確認するほうがより申請しやすいのではないか等の意見もいただいております、申請書に盛り込むべき内容についても、さらなる検討が必要と考えている。

7ページの(1)では、本支援の要件となる生活保護受給世帯であること、NHKと放送受信契約が締結されていることの2つの要件の確認方法について記述している。

通常であれば、生活保護受給世帯の確認は福祉事務所が、NHKとの放送受信契約の確認はNHKが行うが望ましいと考えられる。しかしながら福祉事務所やNHKの事務負担がより軽減できる方法との観点で検討を行ったところ、両方の要件を同時に満たすNHKとの放送受信料免除契約の有無により確認することが適当ではないかとして、その旨を提言している。大幅な事務負担の軽減に寄与できたのではと考えている。

8ページでは、支援の要件となる地上デジタル放送に未対応であることの担保方法について記述している。

本支援は、地上デジタル放送に未対応である世帯に対する施策であるため、申請者が地上デジタル放送に対応したテレビ、チューナー、ビデオデッキ等のデジタル受信機器を持っていないなど、地上デジタル放送に未対応であることを確認する必要がある。具体的には、申請書で、地上デジタル放送に未対応であること、不正受給が発覚した場合には返却又は賠償してもらうことを申請者に誓約してもらうこと等を提言している。これに関しては、構成員から厳し過ぎるのではないかという意見も強くあった。また、デジタル受信機器を有している世帯であってもアンテナ等が未対応で地上デジタル放送を視聴できない場合は、室内アンテナの無償給付又はアンテナ等の無償改修等のみ給付を行うべきことについて指摘を行っている。

9 ページでは簡易なチューナーの配布方法について記述している。

簡易チューナーの配布に際しては、申請者みずからが設置できる場合も十分想定されること、プライバシーの観点から業者の訪問を望まない世帯が想定されることから、支援を実施する法人から簡易なチューナーを直接申請者に送付し、まずは自分でつけてみてもらうことを基本とし、その後の申請者からの問い合わせには、支援相談窓口で電話対応を行い、さらに電話によるアドバイス等でも視聴できない世帯に対しては、直接訪問して設置・設定等の対応を行うなど、申請者の必要に応じた対応を行い、確実な視聴を可能にするべき旨を提言している。

なおチューナー給付の方法については構成員から、資料1-3の2のとおり、送付のみでは技術的に対応が困難な世帯が多く、直接訪問すること等を考えるべきではないか等の意見もいただいております、この点でもさらなる検討が必要と考えています。

10 ページでは、既存のアンテナ等の受信設備では地上デジタル放送を受信できない場合に、受信環境に応じた設備の改修等を行うべきとして、その具体的な支援の範囲を記述している。

まず戸別受信の場合、室内アンテナの給付とするか、屋外アンテナの改修とするかの判断は、電界強度に応じた基準等により客観的に判断する必要があること、次いで共同受信施設で受信する場合には、共同受信施設の設置者からの申請に応じて、改修等に要した経費の中から支援対象となる世帯の負担割合分の給付が必要であること等を再確認するとともに、CATVで受信する場合には、地上デジタル放送への移行に当たり改修経費が必要な場合には、その費用の給付等が必要であることなどを提言している。

11 ページは、前のページで指摘した共同受信施設の改修経費の給付の必要性を受けて、その具体的な申請方法、給付方法について記述している。

12 ページの上段では、簡易なチューナーの配布方法として、貸与の場合は修繕や管理などの継続的なサポートが必要となる可能性があり、給付を受けない一般世帯との均衡を欠くことになるのではないかと指摘等を踏まえ、貸与ではなく譲渡によることが適当であることを提言している。

12 ページの下段では、給付後の対応として転居、災害等により環境変化があった場合の対応について記述している。

支援の対象でない一般世帯との均衡等を考慮すると、支援は期間中1世帯1回の支援に限定すべきであり、その後環境変化等があった場合でも再支援は行わないことが適当であ

ると提言している。

13 ページ上段では、不正行為への対応策について全体的な記述をしている。

簡易なチューナーについては、転売目的での受給等を防止するために、一定期間の処分制限を行うとともに、給付した機器の管理等を図るべきとの観点から、型番や製造番号等での管理等の処置を提言している。

13 ページ下段では、今回のアナログ放送終了、デジタル放送への完全移行に向けて取り組まれる他の各種施策と十分に連携を行って本施策を行うべきことを提言している。

なお14 ページには、現段階、現時点におけるイメージとして、今回の支援にかかる実施体制のイメージ図を記載している。その他、参考資料1としてワーキンググループの設置要綱、参考資料2として構成員名簿を掲載している。

今後、ワーキンググループとしては、出された意見を踏まえた上で、まずは関係機関での実現の可能性、予算上の課題等の検討を含めて調整を行い、来年1月以降の会合での取りまとめを経て、次回以降の検討委員会で再度報告をさせていただきたいと考えている。

以上で説明を終了させていただく。なおこの中間報告は、生活保護受給世帯への支援を前提として取りまとめたものだが、この支援の範囲を拡大する検討が行われているようなので、その点については事務局から説明いただきたいと思います。

【三田地上放送課企画官】

○ 情報通信審議会の第5次中間答申で、「生活保護世帯を対象に支援すべき」という提言をいただき、総務省ではこの提言を踏まえて平成21年度予算で必要な施策が実施できるよう予算要求をしている。一方で、与党においては11月に「地上デジタル放送推進ワーキングチーム」を設置し、そのワーキングチームでこの支援対象範囲についても検討が行われている。その結果12月4日に、「支援対象を生活保護世帯から拡大して、NHK受信料全額免除世帯にすべき」という申入れが与党から政府に対して行われた。このNHK受信料全額免除世帯は、生活保護世帯のほかに、障害者を構成員とする住民税非課税世帯や社会福祉事業施設入所者が含まれる。

政府では与党からの申入れを踏まえて検討を行っているところであるが、このような状況であるので、支援対象がNHK受信料全額免除世帯に拡大する可能性があるということをご理解をいただきたい。仮に対象を拡大する場合には、特に大山座長をはじめワーキンググループのメンバーの方々にはさらにご負担をおかけしてしまうことになるが、ワーキンググループにおいても、このNHK受信料全額免除世帯に支援を行うことを前提に支援

の方法をご検討いただきたいと考えているので、よろしくお願ひしたい。なお、支援の対象範囲が拡大するとしても、基本的には、これまでワーキンググループでご検討いただいた内容を前提として、新たに範囲が拡大した部分への対応方法をご検討いただくことになると思っている。具体的な検討の進め方については、大山座長と相談の上、進めさせていいただきたいと思うので、よろしくお願ひしたい。

【村井主査】

○ 大山座長並びにワーキンググループの構成員の皆様には、活発な議論をしていただき感謝している。

【河村委員】

○ ワーキングのときにも色々な意見を言わせていただいたが、経済的弱者に対する支援という趣旨であることを非常に強調していた点に懸念がある。例えば設置についてのサービスについて私がこれでは不十分ではないかと申し上げると、この施策は経済的な観点での支援である、技術的な支援は別途全部の世帯に対して考える話であり、この方たちのみ特段手厚くするというのは不公平であるというような、多分そのような御説明があったと思う。確かに公平を期す観点からはそれが一番正しいかもしれないが、私は大変縦割りのな、省庁の縦割りも言及されて久しいが、省の施策の検討の中でも縦割りという感じがした。しかしながらこのような支援を必要とする方たちは、結局、経済的弱者であり、かつ技術的弱者である可能性が高い。技術的弱者に対する支援というものがどのように分けられるのか私はよくわからないが、それに関してはまた別の広報を参照してサービスを受けてくださいというのは大変効率も悪いし、税金の使い方としても無駄であるから、その辺を縦割りにしないで、非常に柔軟に広い視野で全体の構想を練らないと、1つ1つが非常に無駄な感じになっていくという印象を受けた。

【村井主査】

○ 技術的弱者対策も含め、地デジ関係はなすべき施策が多くあるので、施策ごとに窓口が分かれているべきではないという河村委員の御意見はもっともである。

【長田委員】

○ 中間報告であるということ、色々な意見が出ていてまだこれから検討するということで、これから変わっていくのだろうと思うが、全体として、地デジは国の方策で決めたことであり、そこに巻き込まれる国民の中で一番影響を受けるだろう経済的弱者の皆さんに迷惑をかけてはいけないとしてこのような支援を行うのだという考え方があると思う。だ

とすれば、やはり全体として、誓約書から何から非常に厳しい文言で誓約等を求め、そのような書類を出さなければ支援しないとする理由が私にはよく分からない。また、必要のない人もいるかもしれないので技術的支援は申請をすればいいというか、困れば相談してくださいという姿勢が伺えるが、このような場合にはやはり丁寧に、きちんと設置までして確認をして、これで見られますということを確認して回るということが必要ではないか。そのようにしてこそ、むしろ無駄な出費のない事業のやり方になるのではないかと思う。とりあえず送りました、何の申請もないところは映っていると思いますとして未確認のまま放置するのでは、2011年にちゃんと切りかえるためには非常に不安定な要素を残すことになると思う。確認するのにも多様な経費がかかることは分かるが、チューナーとともにやはり人が行ってすべてを確認して回るというほうが、混乱が起きてから別途対処するより経済的ではないかと思うので、そちらも含めて検討していただきたい。

○ 資料の中に民生委員の方たちへ協力をお願いすることや、ケースワーカーの皆さんに協力いただくことの言及があるようだ。それらの方々が現状でも非常に忙しい状況の中でこれらを追加的に受けてもらうことになることを考える必要がある。私の友人たちにも民生委員をやっている者はいっぱいいるが、そのような方々の元に例えば手紙だけが来て、「ここを注意してくださいね」と言われても、果たして役割を担えるものか非常に不安に思う。民生委員をはじめとする皆さんに対して地デジの問題について、よく理解していただけるような努力が必要ではないか。その上で、自分の業務上に係る御協力をいただくというステップアップを図っていかないと難しいと思う。このような施策を担っていただくためには、生半可な知識では非常に難しい。昨今だと、特に消費者被害に対する注意というのはずっと協力いただいているが、地デジの問題はまた別に技術的な知識ということも必要になると思う。そこをどのようにお伝えしていくかということも総務省にとっての1つの課題ではないかと思う。

【稲葉委員】

○ ワーキングを開催することで、新宿区、横浜市、川口市など福祉行政に携わっている方がオブザーバとして参加いただき、意見を多数いただいたことで、かなり実務的な課題が浮き彫りにされた。このことは大きな前進だったと思う。ただ、現実的には、生活保護世帯について、NHKとの受信料免除契約を確認した上で現物を配る、その上で不正に転売などされないようにするという制度設計の難しさについても確認されたものと理解している。そのなかでも申請とか手続とかの給付のありようについては、議論の過程でかなり

簡素化されてきたと思う。そういう意味ではまさに中間報告としては前進したと思うが、なお難しい課題が残っているなという感じがする。

○ ほかの地デジ施策との関連図がないと、この施策が地デジ施策全体のなかでどのような役割を位置付けられ、他の施策とどのような関連を持つのかが分からない。例えば高齢者、障害者等への働きかけとか、共聴施設のデジタル改修とかほかの推進すべき事項があって、その中にこの支給対象の世帯が入ってくる場合があり、それがまだうまく考え方としてまとめられていないようだ。例えば共聴施設の中の何十軒かで構成されているうちの1軒が生活保護世帯であった場合、その人が持つべき分を援助すべきということになっているわけだが、実際は共聴施設のデジタル改修のほうが先にあるということになると、プライバシーを守りつつどういうふうにかこの話をその中に埋め込んでいくかというのは、なかなか工夫が要ることだと感じている。

【前川委員】

○ 生活保護世帯に対しては、ほかにも地デジ以外にもいろいろな支援策や行政上の措置が他省庁関係も含めればあると思うので、それらと比較して、地デジ自体前例がないことをやっているのであるから、ぜひ大胆で柔軟な、前例がないからということではなくて積極的な施策をもっと進めていただくように、要望させていただく。

【村井主査】

○ これまでのご意見では、支援を受ける経済的弱者の方々へ実際に支援をする人たちの役割が重要であり、役割の検討に当たっては、他の地デジ施策との連携も考えつつ検討を進めていくことが必要であるというお話しだった。先ほど事務局から説明があった支援対象拡大への対応を含めて、今後もさまざまな検討をしていただく必要があるので、本日のご意見を踏まえて1月以降も引き続きワーキンググループで検討していただきたいと思うが、そのように進めてよろしいだろうか。

(「異議なし」の声あり。)

それでは大山座長、構成員の皆さんには引き続きよろしくお願ひしたい。

- (2) 事務局から資料2-1「デジタル放送推進のための行動計画(第9次)」、資料2-2「総務省テレビ受信者支援センター」の業務開始、資料2-3「デジタルテレビ放送に関する行こう状況緊急調査」の結果、資料2-4「国の施設のデジタル化計画」、資料2-5「民生委員・児童委員協議会への協力依頼」及び資料

2-6「地上デジタル放送のみの再送信サービス」の要請について説明があった。
やり取りは以下のとおり。

【村井主査】

○ ご説明いただいた「デジタルテレビ放送に関する移行状況緊急調査」は、アナログ放送が終了する日が決まっているので、目標に沿って、地上デジタル放送の普及度を確認するとともに、目標を下回っている場合には、設定された目標に戻せるよう、早急な対応が必要となるため、「緊急調査」として総務省が調べたという経緯である。この調査によると、普及台数は目標を上回っているが世帯数が目標を下回っているという結果が出ている。世帯数を目標値まで回復するために、いろいろな施策を考えていかなければいけない。施策等については、本日の事務局から説明があった施策の他、皆様からもご提案が出てくるかと思うので、それらを踏まえて調整をしていただきたい。各施策等を実施していく上でも、今回実施したような調査は非常に大切になるので、きめ細かく進めていく必要がある。

【三浦委員】

○ 第9次行動計画では、悪質商法への対応について、民生委員の通常の活動の中で高齢者に対して注意喚起を行うとあるが、これ自体は大変重要なことだと思うが、実際に民生委員の仕事は多く、ここになぜ民生委員について書かれたかよく分からない。福祉の場面というのはむしろ、地域であればケアマネージャーや実際に高齢者を戸別に回っているヘルパー等、介護福祉に従事されている方は様々な職種の方が多くいらっしゃる。もし書くのであるならば社会福祉行政とか社会福祉協議会全体との連携というような書き方をするなど、福祉を実際にご担当なさっている方たちとお話をしてちょっと書き方を考えていただければと思う。

【三田地上放送課企画官】

○ 民生委員にご協力いただくことについては、資料2-5のとおり、現時点で、厚生労働省や民生委員協議会の全国団体と調整ができ、協力依頼文書を出すことができたということで、第9次行動計画で書いている。ご指摘のように民生委員以外の方々にも、ご協力いただく必要があるのかなのかという議論はあるが、厚生労働省や業界団体との調整を行っていないため、第9次行動計画の中で関係者の合意として書くことは難しい。

【三浦委員】

○ 引き続き、民生委員に限らず広く広報活動に努めていただければと思う。

【加藤委員】

- 長期に低迷、悪化する消費動向は何らかの形で踏まえていただく必要があると思う。
- 技術的な問題や、ひとり暮らしのご老人とかいう問題は地方のほうがはるかに深刻で、配る手間と説明する手間が同じぐらいの雰囲気もあると思うので、本当に困った地方の過疎地域の人たちの状況が反映される必要があると思う。

【村井主査】

- 第9次行動計画は、この委員会でのご意見やそれをもとにした第5次中間答申の内容を踏まえ策定されたということで、改めて皆様の貴重なご議論に感謝する。
- 広報活動は確かに大事だが、伝えっ放しではなく、伝えていった先がどういう実態になっているかというフィードバックをいただき、実態を把握し対策を検討して実行するということが重要である。
- 普及台数が増え、目標を上回っているにもかかわらず、普及世帯数が目標を下回っているということは、世帯数を広げるための施策をきちんと行っていく必要があるということであり、そのための対応を行い、世帯普及率を上げていくことが必要だと思う。
- 今後のロードマップを考えて行く上で、最近の突然の経済的な変化、景気の問題等の影響について、委員の方にそれぞれのジャンルでご検討いただく必要があるのではないかなと思うので、そのような観点からもご意見をお願いしたい。

【前川委員】

- 資料2-4の各省庁所管の施設の目標があるが、小中学校、高校などの改修状況はどこかで把握しているのか、しばしばこの委員会でも病院、学校というのは極めて重要という指摘があったけれど、その辺のフォローはどうなっているのか。また、病院は、業者がレンタルでテレビを設置しているケースがメインだと思うがどうなっているのか。

【三田地上放送課企画官】

- まず地方公共団体の施設については、本日の国の施設に関する資料とは別に、本年7月末に、総務省から各地方公共団体あてに、計画策定に係る文書を発出している。その文書を踏まえて地方公共団体ではそれぞれ独自に計画を策定している、又は策定しようとしているという状態である。その計画が策定されれば、公立の学校等については地方公共団体の施設であるので、デジタル化改修計画ができあがるということになる。一方で、私立の学校等については、各学校の独自判断ということになるので私立学校のデジタル化改修計画というものが策定される予定はないが、デジタル化改修が必要であるという注意喚起

は各所管省庁が行っているもので、それを踏まえて私立の学校等も対応が行われるものと理解している。

【久保田委員】

○ 全体的な地デジの対応のご検討がテレビを主体とした検討になっているが、世の中にはVHSやDVDレコーダーなどホームビデオというのが大量にまだ残っているのではないかと。いわゆる周知のレベルと技術相談の話の中で、こういうホームビデオ、レコーダーに対してどんな状況になるのか、どういう対応をしたらいいのかということについても、何らかの形で触れたほうがいいのではないかと思う。デジタルチューナーを用意していただいた方で、デジタルチューナーにビデオ出力が2系統あれば、テレビにもビデオにもつなげればいいが、1系統しかない場合にはテレビにつないでいただいて、テレビからさらに分岐してビデオレコーダーにつないでいただくとか、かなり技術的に難易度が高い説明が必要になってくるため、その辺の配慮がちょっと少ないのではないかという感じを持った。

(3) 河村専門委員から資料3「河村委員からの提出資料」について説明があった。

やり取りは以下のとおり。

【河村委員】

○ 主婦連合会では今年の7月終わりから8月にかけて、停波3年前を切ったところからアンケートを始め、全国1,000人の主婦連合会会員及び消費者の方へのアンケート調査の結果が出たので、概要をご報告させていただく。回収率90.4%、回収数904であった。

○ 世帯普及率は8月の段階で40%強であり、ほかの調査とそんなに大きく変わらないのではないかと思う。「2011年にアナログ放送が終了することを知っていた」と答えた人は84.3%であった。質問の文言の中に年月日が入っていたので、本当にそれを記憶していたかどうかはわからないが、2011年7月24日を「知っていましたか」という質問に、「知っています」という回答が84.3%あった。

○ 地デジの受信機を持っている人のうち、「実際に地デジの放送を見ている」という答えは71.3%だった。「見ていない」とはっきり答えた方が持っている人のうち18.6%、「わからない」という人が5.4%いた。見ていない理由を尋ねると、「アンテナが対応していない」という理由がトップで、次いで「アナログ放送を見ていたほうが良いから」と

というのが続いた。この「わからない」という人が大変問題だと思うが、停波で見られなくなるのか、ならないのかがわかっていないということなので、接続の問題なのか、設定の問題なのか、受信設備が整っていないからなのか、地域や地形の問題なのか、つまり個別に判断が必要なのであるから、こういう方たちへのアドバイス体制というのが大切である。アナログテレビ、デジタルテレビという言い方をして、今はアナログという表示が「あなたが見ているのはアナログ放送です」とやっており、今年停波3年前のNHKの生放送でも、地デジの家族とアナログ家族みたいなのをやっていたが、地デジのテレビでも地上デジタルも見られるし、アナログ放送も見られる、アナログテレビでももちろんアナログ放送は見られるし、チューナーをつければ地デジの放送も見られるわけである。地上デジタル放送、アナログ放送という区別と、地デジのテレビとアナログテレビという区別には定義の違いがあることが、一般の人には非常に混乱を催すのではないだろうか。ただ「アナログ」という表示を薄型大画面テレビで見ている方もいると思うので、非常に悩ましいところだと思う。

○ 地デジの受信機を持っていない方のうち、90%以上の方が、地デジを見るには対応する受信機が必要で、それがないとテレビを見られなくなるということを知っていた。「だからテレビを買い換えなくてはいけないようだ。必要のようだ」というのは9割以上の方が知っていた。ところが別のところで「テレビを買い換えただけでは映らないことがあることを知っていますか」とさらに質問をすると、知っている人は57.3%に減る。「テレビを買い換えただけではだめだったのか」という人が、逆に言うと4割以上いるということで、受信対応についての情報が行き渡っていないということがわかる。この辺の広報活動をきめ細かく行う必要があると思う。

○ 地デジの対応テレビをまだ持っていない理由として、持っていない方478人中324人が「現在のテレビがまだ使用できるから」と答え、次いで「アナログ放送でよいから」が191人と2番目の答えとなっている。これは消費者としてごく自然な感覚と言える。地デジに対応していない消費者というのは地デジへの理解が足りないというような言われ方がよくされるが、生活していく上でのごく自然で素直な感覚として買い換えていないのである。現在所持しているアナログテレビは、きれいに映るし何の問題もなく、何の不満もない、3年後に停波だからといってそれをリサイクル料を払ってまで捨てて新しい物を買おうという動機がないのは、理解が足りないというよりもほんとうにごく自然なことだということを再度強調しておきたい。

○ 「機能はアナログのままでもいいから使いやすいほうがいい」という答えが、実に全体の70%にのぼった。持っている方、持っていない方を全部含めて70%の人が、使いやすいほうがいい、機能はアナログのまま構わない、つまり今のテレビに特に不満がないからだと思う。これをまだ地デジ非対応の人に限る77.4%という確率になる。高機能イコール複雑化は、これまでだれにでも使いやすい家電であったテレビの魅力を増すものではなく、むしろマイナスとなっている面が大きいことがわかる。魅力を宣伝しても普及率のアップには必ずしもつながらないことがわかる。

○ これまでの地デジの広報について、「なぜ地デジになるのかについての理由の広報が十分でなかった」というのが、意外なぐらい多く、904人中574人であった。次いで「費用負担に関する情報が十分でなかった」「受信方法の周知が十分でなかった」というのが、トップの答えになっている。逆に「広報は十分な内容・量だと思う」という答えは904人中56人であった。

○ 環境問題からの質問に対して、買いかえによる大量の廃テレビの問題を質問したところ、「できるだけ安いチューナーを普及させ、まだ使えるテレビを捨てないで使うべき」と答えた人が全体の48.6%、「不当廃棄が心配。きちんとした対応をとるべき」が20%であった。合わせて68.6%の人が、何らかの意味で環境問題に照らして地デジ化に懸念をあらわしていると言えると思う。先ほど出た地デジに未対応の理由のところでも「まだ使えるから」という答えが大多数であったように、まだ使えるテレビを捨てるということに抵抗感を持つことは、環境問題に照らしても消費者として当たり前のことだと思う。一方、「地デジの機能をフル活用するためテレビを買いかえたほうがいい」と答えたのは6%の方に過ぎなかった。

○ 地デジの費用負担について。地デジ未対応の人の42.3%が「諸物価高騰の中、さらに大きな負担には耐えられない」と回答した。「費用負担が困難な国民に対して税金で補助すべき」が24.1%あった。国は生活保護世帯へのチューナー配布とアンテナ等の受信設備の無償対応を決定したが、ワーキングプア、年金生活者など社会保険料などを負担した上で生活保護を受けている人よりもさらに苦しい生活を余儀なくされている消費者が、今の日本には多数存在する。安価なチューナーと安価な受信対応方法などを選択肢として用意することが望ましいと思う。あと、税金でもっと補助すべき対象を広げるということであれば、それも大いに前向きに検討するべきだと現時点では思う。

しかし、そのような安価な方法で地デジに対応した人々は、アナログで見ていたときよ

り視聴環境が悪くなる可能性が高いわけである。そのことも周知する必要があるのではないかと考えている。例えば視聴環境が悪くなる例としては、画面に枠が出ることにより、最大のメリットであるところの高画質は味わえないことや、機器が1つ増えることにより配線、接続、電源スイッチ、リモコンなどの面で複雑化されることが挙げられる。正しい情報、正しい表示、正しい説明を通して消費者が商品・サービスを選択できるということが消費者の権利であるから、数ある選択肢の中から正しい説明、メリット・デメリットが羅列された上で、納得いく上で選択できることが望ましいと思う。

○ 受信機器をまだ持っていない人に限ると、78.9%が「普及率次第では停波延期すべき」と答えている。「期日どおり停波すべき」という答えは、持っていない人の15.9%であった。停波の目安となる普及度は、「100%になるまで」と「90%以上」という答えを足すと44.3%であった。

○ 悪質商法については、この調査の時点で約1%、0.9%の人が悪質商法の勧誘を経験したと答えている。これからもっと増えることが予想される。悪質な勧誘の例では、家にいた高齢者にすぐにでもアナログ放送が見られなくなるような話をされ、ケーブルに加入させられた、農協の家電販売で今買っておかないと品物がなくなると言って販売していたという事例の回答があった。また、アナログテレビを買わされた例として、2011年に使えなくなるアナログチューナー付の録画機を説明不十分なまま買わされたという事例の回答があった。デジタル機器、ケーブルへの不正確な説明による勧誘と同時に、アナログ機器の売り逃げにも対策が必要なことがわかる。消費者への注意喚起、相談体制の充実が急務だと思う。

○ 調査から、消費者は地デジの問題を生活の中に溶け込んでいるテレビのこととしてとらえ、今、問題も不満もなくアナログテレビを見ているのにどうしてこのままではいけないのかと素朴な疑問を抱いていることがわかる。消費者の意識としては、環境問題と経済の問題の両面から、まだ使えるテレビを大事にしたいと考え、高機能よりアナログテレビと同じように使えるものを望み、高負担には耐えられないと感じ、必要な情報が足りないと感じ、情報の中でも特に「どうして今のままではだめなの。地デジにしなければどうしていけないのか」という理由を、何か説明されていないと感じている。説明しているとおっしゃるのであれば、それが説得力を欠いているということではないかと思われる。そして、対応できない人が多いのなら停波を遅らせるべきだと消費者は考えている。

一般消費者の立場に立てば、今までどおりに使える（使いやすい）、より安価な受信機器

が市場に必要なことがわかる。テレビは既に私たちの生活の一部として自然に溶け込んでいる。そのようなものに特別な注意を払い、ここにいる方々は推進のためにねじり鉢巻きでいらっしやいますから毎日地デジのことを考えていらっしやるかもしれないが、消費者にとっては特別な費用で特別な時間を払うということになっていない。これは私もアンケートを集計して分析しまして、ほんとうに素直に「あ、そういうことなんだな」というふうに感じた。そのようなものに特別な注意を払い、特別な情報収集をしたりして、特別な出費を充てることを消費者は望んでいない。時間もお金もかけずに、使い勝手も今までのままだ対応できたらいいのにと感じている。そのためにもっとわかりやすい説明、もっと使いやすく設置・設定が易しい機器、もっと負担を軽くできる選択肢が必要だと思います。安価なチューナーの話題がマスコミに取り上げられていますけれども、簡易チューナーの代金のほかにアンテナ対応に係る経費で数万円かかる可能性、またケーブルテレビと契約すれば月々の受信料が数千円かかる、年に数万円になるということと一緒に広報しなければ、チューナーの値段だけを宣伝すると誤解と混乱を招くと思う。

普及率の数値目標ばかりが取り上げられていますが、どうしたら消費者が無理なく地デジに対応できるか、だれも地デジの政策で不幸にならないというところに重点を置くべきと思う。また必要があれば停波の延期を含めた柔軟な方針変更も視野に入れるべきだと思うことも、この調査は示していると思う。停波ということ自体が自己目的化したしますと、きめ細かな対応ができないままに、普及率の数値アップこそ政策の成功であると認識される懸念がある。悪質商法によってただでさえ苦しい年金生活を送る高齢者をさらに追い込み、被害に遭ったことによって家族の中で肩身の狭い思い、惨めな思いをするなど、人生の終盤にテレビによって不幸にされる人がいることなどあってはならないと思う。消費者目線で地デジ移行の政策を推進してもらいたい。

○ よく「主婦連は停波に反対なのか」と言われるが、誤解を解いておきたい。停波には賛成も反対もあるわけがなく、困る人が1人もいないのに停波に反対なわけがないわけで、皆が幸せに地デジに移行するのであれば全く問題ないのである。今の時点で停波に賛成とか反対とかいうことはナンセンスだと思っている。普及アップのためだけにきめ細かいねじり鉢巻きの努力をするということだと、人々が納得して幸せな気持ちで地デジに移行するというきめ細かさとは離れていく。困る人もいない、不幸せの人がいなければ停波して全然構わないけれども、そういう人がたくさんいるようであれば、無理をすることはよくないのではないかという意見であると言っておきたい。

【三浦委員】

○ 『月刊消費者』でも過去に同様の調査を行ったが、それ以外に読者からの投稿というのがあり、そこでも意見が出てきているところである。1,000日前ということでテレビ等で随分いろいろ告知しているので、やっと自分の問題だというふうにお気づきになった消費者の方も、今増えていらっしゃると思う。「買わないとテレビが見られないなんてだれが頼んだことなのか」といった、後ろ向きのご意見になってしまうかもしれないが、そういうご意見というのが実際に寄せられているということを付加しておきたい。今気づいている人が多いという感じがする。

【村井主査】

○ 停波の日が決まっているという前提でこの委員会は議論をしており、効果的な議論をするためにはいろいろな調査が必要である。その調査の中には、消費者やテレビを見ている人で困っている人はいないかどうかを考えて調査することも必要である。そのような視点を持って、問題を解決しながらアナログ放送の終了を進めていかないと、アナログ放送終了という目標が達成できない。

○ 停波の日が決まっていてそれに対しての普及目標を立てるにあたり重要なことは、綿密な調査をすることである。この委員会では、多角的な調査の一環を、繰り返し、いろいろな方から見せていただいていた。実態を把握してこそゴールへの到達が実現するので、今後とも、いろいろな方に、調査を行っていただきたい。

(4) 土屋専門委員から資料4「土屋委員からの提出資料」について説明があった。

やり取りは以下のとおり。

【土屋委員】

○ 「第31回受信実態調査 結果(抜粋)からご説明させていただきます。

調査の目的の1点目は、放送というシステムは放送局が電波を送り出す、放送というのは送りっ放しだとよく言われるが、文字通り送って受信側の状況はなかなかわからないということであるため、この調査では、実はその受信側の状況をできる限り把握したいということで、1949年という非常に古くから調査を行っているものである。地デジに関する調査も2003年の放送開始以降入ってきており、1996年までは3年ごと、それ以降は毎年7月あたりで実施している。これはあくまでも視聴者の方がどういう形で受信をされているかということを私どもとして把握して、その上で送り側の糧とするという意味

で使っている調査である。

調査時期は、7月の1カ月間、NHKにご契約いただいている契約世帯の中から無作為で4,500世帯を抽出させていただき、お願いをして調査のご理解をいただいた世帯に調査票を郵送し、そして一番の特徴は、技術職員、それなりのスキルを持った人間がお宅にお邪魔し、実際に場合によってはテレビの裏側まで見せていただいて、どういう受信をしておられるのか調査しているということである。この点が一般のいわゆる電話による調査や郵送による調査と異なる部分であり、このご家庭はどのような受信をしているかということが間違いなく把握できるという点がある。ただ、欠点と言うか割り引いて考えなければいけないのは、要するにNHKにご契約をいただいている世帯が対象、かつ言ってみれば調査の形までご説明するため、家の中に上がり込んでも構わないというご家庭しか対象にならないということである。ある意味でサンプルそのものが全体よりややいいほうに振れるという傾向があるため、その部分を割り引かないといけないということである。以上が調査の概要であり、今回の有効標本は3,139世帯であった。

○ 調査の結果として、地上デジタル受信機の普及世帯状況については、先ほど河村委員からのご指摘や行動計画の中の記述にもあった通り、9月の総務省の調査の46.9%とほぼ同じような数字であり、7月ということでやや低い数字になっているが、地上デジタル受信機の所有世帯が45.3%であり、このうちで実際に地上デジタル放送を受信している世帯が39.7%、約40%ということになる。この差の部分は、地上デジタル受信機を所有しているがまだ受信をしていない世帯ということで、こういう数字で出てきている。

地上アナログテレビの地上デジタル対応予定については、これは世帯数ではなくて台数ということで記載しているが、アナログテレビを所有している世帯の中の台数ベース、「N=5,749」とあるが、今回の3,000世帯の中にアナログテレビはこれだけの台数あったということである。その中で「既にチューナーなどが接続されている」「2011年までに買いかえる予定」「2011年までにチューナーなどを接続する予定」「2011年までに廃棄する予定」という台数を全部合わせると大体70%。で、「その他・予定なし」という30%が、2011年以降についてまだ対応が決まっていないということである

それから、受信形態別の受信実態については、日本では様々な受信形態があることが分かる。一番上は「個別受信」、各家でアンテナを立ててごらんいただいているという形態、それから「集合住宅共聴」、集合住宅で共同受信していただいている、例えばアパートですとかマンションの屋上にアンテナが立ってそこから分配しているという形、「都市型CST

V)、「障害対策・難視聴解消共聴等」とあるが、これもいわゆる共同受信であるが、障害対策やテレビがなかなか受信できないところで、共同受信されているような世帯がこれに当たるとのことである。

昨年の調査結果と比較しても、受信形態のうち、「障害対策・難視聴解消共聴等」に占める地上デジタル放送の受信割合は、増えてはいるがまだ未対応のところが多分出ているということが分かる。それに比較して、都市型ケーブルは非常に順調に移行が進んでいるということが見てとれる。こういったことを元に、例えば10月1日にスタートしたテレビ受信者支援センターなどにおいても、地上デジタル放送への対応が進んでいないところを中心にどのように移行していただくかという対策が立てられているのかなと考えている。

○ 行動計画においても自主共聴の改修がなかなか進んでいないとの記述があったところだが、10月14日に、NHKでは3カ年の経営計画を発表し、その中で共同受信施設への経費助成業務というものを、これまでの予算ベースとは別に追加経費を計上した。3カ年で660億円という額に達する。この中で今回資料4-1においてご紹介するのは、いわゆる辺地の自主共聴に対し経費助成をNHK独自で行うというものである。

放送局、中継局から放送電波を出すのが、日本は山の地のところが多く、そういう中では高いところに共同受信アンテナを設置して、平野部というか盆地のところの世帯に配信するという共聴と呼ぶ共同受信施設が数多くある。NHKの電波が届かないところについては「NHK共聴」という形で、地元の組合と共同でデジタル化の改修を進めている。もう一つ、NHK共聴とは別に、NHKは受かるが民放は受からないので自主的に共聴をつくったケースや、NHKがなかなか中継局を立ててくれないので共聴をつくったというケースもある。そういったいわゆる「自主共聴」は、自主的に住民の方が共同受信の組合をおつくりになっているというところであり、この実態についてはなかなかNHKでも把握し切れていなかった。もちろんこれについては国の支援というスキームがあるが、それでも住民の負担が多いということがあった。「地上デジタルテレビ放送の難視地域における共同受信施設への経費助成業務」ということで総務大臣への認可を経て今回、業務の中に加えた。

それから、自主共聴や域外のところであるが、例えばこれまでアナログ時代はNHKが中継局を置いていたが、自治体のインフラやケーブルテレビ、自主共聴などで実際にこういう組合をおつくりになってNHKの中継局は要らなくなったようなケースというのがこ

れから出てくる。その場合はある意味NHKの経営負担が要らないことになるため、自治体、組合への支援ができないのかという声をさまざまところからいただいている。今回のこの施策の中には「B」と書いているが、NHKの共同受信施設等が不要となる場合の代替手段への移行円滑化経費助成について、NHKの経費が軽くなった分だけお助けすることができないかということで、合わせて総務大臣に認定申請を行い、認定をいただいた。

○ 今回NHKとして新たに3カ年で660億円という経費を積んだ。これまでデジタル中継局を中心に必要な設備整備に対し、2011年7月までにアナログテレビ放送を円滑に終了する、デジタルに移行していただくためにはまだいろいろな施策を打っていく必要があるということで、主には自主共聴の部分、それから新たにデジタル化によって難視になる地域への施策、それから周知方法、特にNHKと受信契約をいただいている方たちに対するNHKとしての説明責任もあるので、周知などを含め660億円を積んだ。その中でNHKの電波が届かない山間部などの共同受信施設に対して、NHKから経費助成ができるよう業務認可の修正を行い、認可されたということである。

経費助成業務の概要について、Aの自主共聴への経費助成は、国の補助制度、支援制度と相まって一緒に、世帯当たりの負担額が7,000円を超える場合には10万円を限度として助成させていただくということである。助成先は共聴組合である。Bのほうは、NHK共聴や中継局が不要となる場合、共聴組合または個別受信者に対しても助成をするというスキームを今考えている。例えば国の支援とこの関係はどうか、組合の対応はどういうふうになるのか等、いろいろなご質問があり、今、県単位で、各県ごとにスケジュールをつくりご説明をしているところである。今、ご意見をいただきながら体制を整えているところである。最終的には市町村の方にわかりやすい、ないし共聴組合の方にわかりやすいパンフレットのような形にしてお示しし、申請をしていただくという段取りを考えているところである。

【長田委員】

○ 地デジの受信機をお持ちで未受信の世帯が5.6%とのことだが、これは技術の方がごらんになって未受信だということがわかったのか、その方々はもう承知の上、アナログを見ていたことを承知の上でこの状態であったのか、どちらか。後者であれば、こういう方々への広報の仕方も一工夫が必要なのではないかと思う。

【土屋委員】

○ 技術の現場から聞いているところだと、ほとんどこの方たちは最新のテレビを購入さ

れたが、そのエリアはまだ地上デジタル放送が始まっていないとか、共同住宅でアンテナ線が変わっていないといったケースのほうが多かったと聞いている。

【村井主査】

○ 今後、普及目標の修正を求められることが当然あるわけだが、修正のためには関係者が力を合わせる必要がある。土屋委員からお話があったように、難視聴地域への対応は「本来、誰がやるべきか」というような「べき論」を飛び越えてやらなければいけないことも起こるだろう。本委員会でもそういったトーンで議論をしていただき、それぞれのお立場での呼びかけをしていただいているので、今後も引き続きそのように進めさせていただければと思う。

(5) 事務局から資料5「今後の進め方」について説明があった。やり取りは以下のとおり。

【村井主査】

○ 視聴者にとっての地上デジタル放送に移行するメリットは、きれいな画面が見られる等書かれている。確かに期限が終われば周波数の再利用ができるというメリットは社会的にあるかもしれないが、消費者の視点だと停波の期限が決められているため、買い替えを行った際にどのようなアドバンテージがあるかはやはりわかりにくい。ただし買い替えて地上デジタル放送が見られるようになった場合、「いついつまでにこれこれができるようになれば、かくかくのメリットがある」ということもあると思うので、明示していただきたい。

【中村委員】

○ ご存知のようにアメリカは2月17日に地上デジタル放送へ完全移行するが、先日アメリカへ行った際、関係者から意外と楽観論の話聞いてきた。30州の町は既に先行してやっているということを知っているから、それらの事例も調べると参考になるのではないか。

【竹中委員】

○ 今まで直接テレビをあまり楽しむことができなかった人たちが字幕といったようなことでできるとか、あるいは字幕が決して聴覚の障害の人たちだけのものではなくて、音声が出にくいところやあるいは何か音を出しているところで仕事をしている人たちにとっては非常に、情報提供として大きなツールになっていくといったような、ぜひそういった

プラス面を強調していただきたい。また、先ほどから行動計画の中で悪質商法が出てきたことに関して、民生委員さんだけ名前が記されたということに関してもご意見もあったが、これは情報を持っている者たち自身が積極的に、身近な人がだまされることがないように行動することが大切であり、自分たち自身の情報伝播もすごく大切だと思っている。それから河村委員からの提案で6ページの最後のまとめの文章のところ、悪質商法に遭った人たちのことに触れられて、「人生の終盤にテレビによって不幸にされる人がいることなどあってはならない」というまとめにされているが、これはやはりテレビのせいではなくて悪質商法をする人が、何か新しい話が出てくると必ずいるものであり、消費者としても責任者の1人でもあるわけであるから、そういったものを皆でなくしていくことをどうやって考えるのかといった目線で考えていただきたいし、国民全体で悪質商法にだまされることがないようにしていこう、だれかの責任ではなくみんなでしていこうといった書き込みをしていただけるといいのではないかと思った。

【村井主査】

それでは本日の会議を終了させていただく。